



標準義務教育費の確保に関する法律案説明資料
（計費関係）

（計費関係）

天野

134

一、標準義務教育費の総額

昭和二十五年度における標準義務教育の額を左のとおり推計した

（単位千円）

| | |
|------|----------|
| 教員費 | 五三八六九六九六 |
| 生徒経費 | 一九二七八八七七 |
| 計 | 七二一四八五七三 |

この額は地方財政平衡交付金の交付にあたつて義務教育に関する基準財政需要額として確保されるものである。
なお、この推計の内訳は次のとおりである。

1. 教員費

| | |
|-------------|----------|
| (4) 教員俸給諸給與 | 四九四四六五六四 |
| (2) 共済組合國係費 | 一、三二九三五九 |

| | |
|----------------|---------|
| (4)(3) 私立学校委託費 | 一、二一、一〇 |
| (1) 分 | 一、二一、一〇 |

註 (1) (2) (3) は昭和二十一、九七、六六三
(4) は昭和二十五年度地方財政平衡交付金により
こまれた△補助金で從来の義務教育費国庫負担金、共済組合費補助、委託費補助の倍額である。(4) は從来の地方歳出の実績から推計したものである。

2. 生徒経費

| | |
|--------------|------------|
| (1) 従来の税負担分 | 一、三、三二、六五五 |
| (2) 従来の寄附軽減分 | 五九五七二二二 |

註 (1) は從来の地方予算の実績から推計したもので、(2) は税負担によつて軽減を見込んだ教育費に対する寄附金である。

3. この総額のうち教員費は都道府県の負担で生徒経費が市町村の負担となる。

4. この総額は昭和二十五年度地方予算四九三、八六二（百万円）に対し、一四五%である。

二、標準単價三二〇円の根拠

前記第一項の昭和二十五年度標準義務教育費額を別に計算された昭和二十五年度標準生徒単位総数見込二二五七〇・七四七で除すると三一九七円をえられるので標準単價を三二〇円とした。

この単價のうち、都道府県と市町村の負担区分は後に政令で定めることになるが、およその見込では教員費三三五〇円、生徒経費八五〇円と予定している。

因みにこの総額を実児童生徒数へ推定で除すると児童生徒一人あたり四四七九円で、このうち教員費は三二八二円、生徒経費は一九七円となる。

三、補正系數算定の根拠

1、学校の規模による補正（法第五條第二項）

学校の規模が小さく、児童生徒数が少ないとときは児童生徒一人あたりの経費が割高になるから、このような学校が不利にならないよう補正を要する。すなわち

(A) 児童生徒三〇人未満の学校又は分校にあつては、普通單級経営を行つており、この場合は児童生徒が五人でも二〇人でも一定数の教員が必要であるから三〇人未満は三〇人と見なすこととした。

(B) 三〇人を超えて六〇人までは二学級と想定してすべてこれを六〇人と見なすこととした。

(C) 六〇人を越えて一〇〇人までは三学級と想定してすべてこれを一〇〇人と見なすこととした。

2、学級の種類による補正（法第五條第三項）

小学校、中学校、盲ろう学校の児童生徒一人あたりの経費は左のとおりである。

小学校 四〇五八円

中学校 五三五二円

盲ろう学校 三二四三三円

従つて標準単価を一定させるためにはこの開きを補正する必要がある。この場合小学校の児童一人あたりの経費を一〇〇とすれば中学校では一三一、高等學校では七九九となるので、中學校の生徒はこれを二、三倍し、高等學校の児童生徒数はこれを八倍することとした。

なおこの児童生徒一人あたりの経費の算出は二十一年度予算ならびに從來の実態調査にもとづいたものである。

3. 市町村の規模による補正へ法第五條第四項

小さな学校や児童生徒数の少ない学校の経費が割高になるようにならる市町村で児童生徒数の少ない町村の経費もまた割高になるからこのようない町村が不利にならないよう補正を加える必要がある。いま標準生徒単位数六〇〇人（実児童生徒数にして小学校六〇〇人、中学校三〇〇人）のところを基準にすれば、これ以上と以下の市町村数比がはゞ同数になるので、六〇〇人以下について補正することとし、それが五〇以下では二倍、三〇〇以下では一、五倍、一、〇〇〇以下では二、二倍の単位数を累加計算することとした、従つて六〇〇人以上は三一五を加えるものである。

■ 標準生徒単位数の計算(法第五條)

各地方公共団体の標準生徒単位数は次の順序を経て計算する。

▲ 実児童生徒数の計算

B 学校の規模による補正

AとBの合計について、学校の種類別の系数を乗ずる。

C に加えられた数に市町村毎の補正数を加える。

D Dによつてえられた数に当該地方公共団体の地域系数を乗する。

この方法によつて昭和二十五年度の標準生徒単位数を推計すると次のことおりである。

| | |
|--------------|----------|
| A 推定児童生徒数 | 一六一〇八四一〇 |
| B 学校の規模別補正数 | 一〇〇〇八〇 |
| C 学校の種類別補正数 | 一、五九八二三一 |
| D 市町村の規模別補正数 | 二七一三一四〇 |
| E 地域補正数 | 二〇五一八八六 |
| 合 計 | 二二五七〇七四七 |

